

## 内部統制制度の導入にかかる検討事項について

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号。以下「改正法」という。）が平成29年6月9日に公布され、都道府県知事および指定都市の市長は、令和2年4月1日までに内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することとされた。

国において、平成31年3月に「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が公表されたところであるが、改正法の施行までに本県での導入にあたり検討すべき主な事項については、以下のとおりである。

### 1 内部統制に関する方針

内部統制に関する方針とは、各地方公共団体における内部統制についての組織的な取組の方向性等を示すものであり、長は、これを策定及び公表しなければならない。

（ガイドラインP13「Ⅱ 内部統制に関する方針」より）

- ① 本県の状況や過去の不祥事、監査委員との意見交換等を踏まえた方針の策定
- ② 対象とする事務

### 2 内部統制体制の整備

内部統制体制の整備とは、内部統制に関する方針に基づき、全庁的な体制を整備しつつ、組織内の全ての部署において、リスクに対応するために規則・規程・マニュアル等を策定し、それらを実際の業務に適用することをいう。

（ガイドラインP15「Ⅲ 内部統制体制の整備」より）

#### （1）全庁的な体制の整備

- ① 6つの基本的要素を踏まえた内部統制体制の整備  
〔 統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応 〕
- ② 職員・部局の役割等
- ③ 評価対象期間における取組

#### （2）業務レベルのリスク対応策の整備

- ① 過去の不祥事や監査委員からの指摘等を踏まえたリスクの評価
- ② リスク対応策の整備

### 3 内部統制評価報告書の作成

長は、内部統制の整備状況及び運用状況について評価を行い、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査に付すこととされている。また、監査委員の意見を付けた内部統制評価報告書について、議会に提出するとともに、公表することが求められている。

（ガイドラインP19「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」より）

- ① 評価項目や評価方法

※ 本県における内部統制体制の導入にあたっての主な課題

不適切な事務処理が相次いで発生していることを踏まえ、県庁のチェック機能を高め、再発防止に向けた全庁的な体制の整備を図る観点から、

- ① 全ての職員が主体的に取り組むことができる制度の構築
- ② 職員のリスクに関する感覚や意識の向上
- ③ 過度な作業負担を生じさせない効果的・効率的な導入

を目指し、検討を行う必要がある。

※ 本県における内部統制制度の導入に係るスケジュール（予定）

【令和元年度】

- |       |   |
|-------|---|
| ～10月  | 内部統制に関する方針（案）の検討<br>内部統制体制の整備の検討<br>（1）全庁的な体制の整備<br>（2）業務レベルのリスク対応策の整備<br>①リスクの評価<br>②リスク対応策の整備 |
| 11月以降 | 内部統制の試行<br>試行を踏まえた見直し等  |
| 3月    | 内部統制に関する方針の策定   |

【令和2年度】

内部統制制度の導入。

【令和3年度】

令和2年度を評価対象期間とした評価報告書を議会に提出。